

# 建災防宮城県支部からのお知らせ

令和元年 10月15日

## 災害復旧工事の安全衛生対策の徹底を

台風 19 号により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。  
災害復旧工事に携わる皆様については、下記に留意して、事故防止、健康障害防止の徹底をお願いします。

### 作業の実施にあたって注意すべき事項

#### ○ 服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

#### ○ 作業開始、始業前点検の徹底を

現在施工中の工事も含めて、地山・土止め、足場等の作業・始業前点検を確実にを行うように徹底してください。

#### ○ 建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。

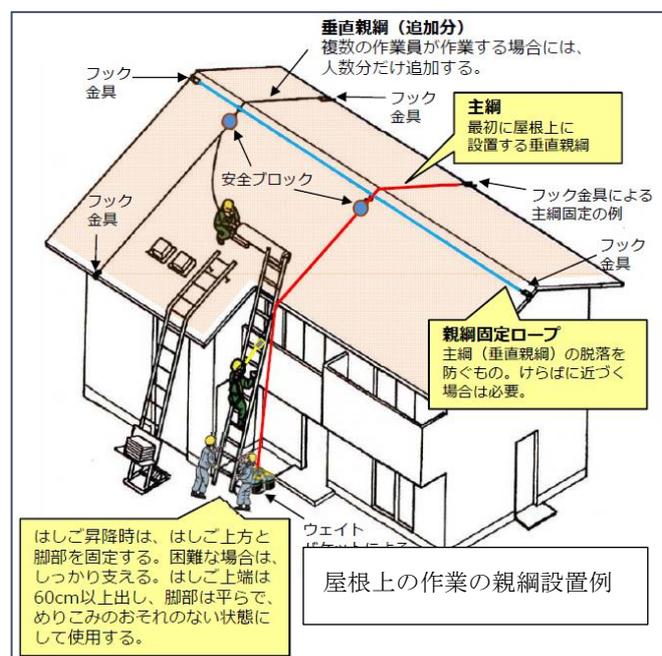
#### ○ 高所での作業を行うときは

保護帽を着用すること。

高さ2メートル以上の高所作業を行う場合は、足場・作業床を設置すること。

やむを得ず作業床を設置できない場合は、安全帯（墜落制止用器具）を使用すること。

屋根上で安全帯を使用する場合は、屋根上の作業に合致した親綱を設置し、安全帯を使用さ



せること。

足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント（厚生労働省HP参照）

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/dl/140805-1.pdf>

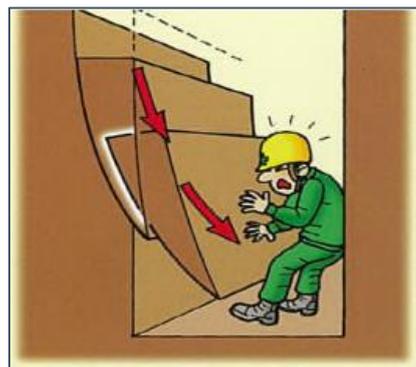
## ○ 掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。

なお、少しの雨でも土砂崩壊が発生するおそれがあることから、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」を参照して、異常対応等の確認しておくこと。

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（厚生労働省HP参照）

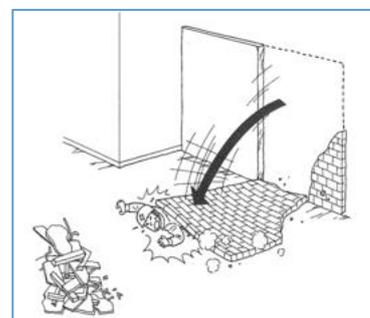
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149406.html>



## ○ 危険箇所への立入禁止

崩壊危険箇所、倒れるおそれのある建物は、立入禁止とすること。

建物等解体作業については、作業計画を立て、作業主任者・作業指揮者の指揮のもと、崩壊・倒壊等による事故防止を図ること。



## ○ 家屋解体等々の粉じん対策

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

また、解体家屋に際して、石綿（アスベスト）が使用されていないか確認し、使用が確認された場合は、そのレベルに応じた対策を講じること。

建築物、船舶等の解体等の作業における石綿対策（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki\\_junkyokuanzeniseibu/0000142157.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki_junkyokuanzeniseibu/0000142157.pdf)

## ○ 過重労働による健康障害防止対策

復旧工事に係り、長時間労働も予想されることから、各労働者の健康状態について健康診断結果で確認しておくとともに、「健康KY」等で毎日の体調を確認すること。

また、時間外・休日労働が80時間を超え、疲労が蓄積している状況がうかがわれる場合は、医師による面接指導を行うこと。



建災防宮城県支部 HP

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax 022-265-5604